

第 3 回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成 17 年 1 月 22 日（土） 13：00～16：00

会 場：国民宿舎水郷 多目的大ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第 2 回協議会の結果
- (3) 自然再生目標（案）について
- (4) 今後の進め方
 - ・ 自然再生協議会全体スケジュール
 - ・ 第 4 回協議会の進め方（案）
- (5) 閉会

◆議事要旨：

1. 自然再生目標（案）について

- ①全体目標（案）は「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の再生を図る」とする。
- ②全体目標（案）の前提・補足説明を「この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って」とする。
- ③「地区」とは赤線で囲まれた「田村・沖宿・戸崎地区自然再生地」とし、「地域」とは対象区域に限定しないものとして、議論していくものとする。
- ④「湖岸の安全」については、自然再生を行っていくに当たり、明らかに危険な場所を作らないことを了解事項として進めるものとする。
- ⑤水質の問題は、当地区のみで解決する問題ではないため、自然再生を行った結果として水質改善に寄与することを期待するものとする。
- ⑥ゴミの問題については、維持管理の項目として取り組むものとする。
- ⑦水遊び、湖水浴、釣り場、公園等については、それ自体は直接的な目標となるものでなく、自然再生の結果付加的に生じ得るものと考えられるため、目標（案）には含めない。

2. 今後の進め方について

- ①自然再生目標（案）について、文言等を精査し、提示する。
- ②「事業内容（案）」及び「役割分担（案）」について整理し、各案を提示する。
- ③次回の第 4 回は、原案をベースに自然再生目標（案）、事業内容（案）、役割分担（案）について意見交換を行う。

以 上

第3回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事録

日時：平成17年1月22日

13:00～16:00

国民宿舎 水郷 多目的大ホール

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、お忙しい中、ありがとうございます。平成17年になりましたの第1回目ということで、ことし一年、よろしく願いますという意味も込めまして、新年、明けましておめでとうございます。

本日、お忙しい中、第3回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区の自然再生協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、一言あいさつをさせていただきます。

本協議会、今日の会議で第3回目となります。前は、自然再生の目標像ということテーマにグループ討議も行いまして、この地区で自然再生はどのようなものが望ましいか、また、目指すべきものは何かなどについて話し合いをしていただきました。グループ討議の中では、皆さん、活発に話し合いが行われたと思っております。今日、前回の話し合いの結果を踏まえた形で、会長、副会長等のご助言のもとに、自然再生の目標案を一応作成いたしました。足りないところ、部分的に不足するところもあるかと思いますが、この案をたたき台にいたしまして、いろいろご議論をいただき、目標の設定ができればと考えておりますので、よろしくお願い致します。

2. 第2回協議会の結果

○第3回協議会資料（資料-2）1、2ページの説明

【千野委員】

NPO法人アサザ基金の千野と申します。今日は、代表の飯島の都合がつかなくて、代理で出席しております。確認をとりたいことがありまして、発言させていただきます。

資料-2の1ページ目にあります専門部会というのは、以前のこの協議会の話し合いの中で出てきました水位等も含む専門部会と考えてよいのでしょうか。

【前田会長】

これは、水位等ということは考えておりません。一般論として必要に応じてということですが、

それでよろしいかと思いますが、事務局、どうですか。

【事務局】

霞ヶ浦の水位管理をどうするかとか、そういったものでなく。例えば、霞ヶ浦の水位状況に応じて、具体的に実施計画をどうするか、というようなものかと思いますが。いずれにしても、必要に応じて思っております。

【前田会長】

ということですので、よろしいですか。

【千野委員】

資料－1（第2回協議会 議事録）の18ページに、山根さんの「例えば専門委員会を設けて、水位についてはここでやるとか、分科会が必要なかどうか」というふうな発言があるのですが、この辺を踏まえた形でこちらはとらえているのです。そうすると、あの水位の問題もこれに含まれるという認識がとれると思うのですが、いかがですか。

【前田会長】

水位の問題は、前回、議論されました。それで、専門部会というのは、ここでそれを必要とするということが皆さんからご提案、あるいは事務局が提案して、それを受けた場合、我々の作業の進展に応じて、その必要性に応じて、それぞれの問題について論議する場をつくる。全体で集まっていたいただくのは大変な場合に、それをやって、その結果は全体会議に報告し、そこでまた論議をいただく、そういう手順になろうかと思えます。

従って、今、ここで、ある課題について特定することは避けたいと思います。つまり、排除しようといっているわけではありません。

【千野委員】

ということは、それぞれ、例えば今回は水位の問題や、そのほかの個別の課題が出てきた場合には、部会を開くということですよ。

【前田会長】

進行上、作業上、必要な範囲においてですね。そもそも論とか、そもそも日本の環境をどうすべきかとか、そういう話は重要な問題ではありますが、この自然再生協議会の仕事の範囲を超えることについては、ここでは正式には取り上げない、とお考えください。つまり、関連する範囲内ということでもあります。よろしいでしょうか。

3. 自然再生目標（案）について

○第3回協議会資料（資料-2）参考資料5ページ以降の説明

【事務局】

5ページ以降に参考資料を再度、配付させていただいております。

5～8ページ目は、地区名が若干間違っておりましたので、それを修正しました。

10、11ページ目につきましては、黄色く着色している部分について、若干誤りがございましたので、修正をしました。

12ページ以降、アンケートの結果ですが、一部の委員の方のところでは抜け落ちや、まとめ方がよくないというようなご意見もいただきましたので、そちらについて修正したものでございます。前回の資料をこちらに差しかえるというご認識をいただければと思います。

○第3回協議会資料（資料-2）3ページの説明

【前田会長】

1ページの2)のd)に、「グループ会議で出された意見を基に、会長が目標案を作成し」と書いてあ

ります。このまま素直に読んでいただくと、これは「基に」であるからいいようなものですがけれども、会長が自分の考えでまとめるという感じも出てくるのですけれども、これはあくまでも皆様の資料の中から最大公約数を抜き出して整理したということでありまして、私個人の考えでということではございませんので、その辺、ご了承いただければと思います。

それで、3 ページの中に、こういう意見を出しただけでも落ちているのじゃないかとお考えの方があるかとも思いますので、若干補足説明させていただきます。補足説明というか、私の考え方を説明させていただきます。

まず、前回もいろいろお話に出てきましたゴミの問題であります。それからもう一つ、水をきれいにするのだということで、霞ヶ浦に対する負荷削減というような問題もありました。これらの問題は、常にこの事業をやっていく上で、あるいは事業を維持していく上で、頭の中に置かなければならない問題であります。仕事をしていく上では常に頭の中に置かなければならない問題ではあるが、例えばゴミを減らすとか、霞ヶ浦に対する負荷を削減するとか、そのこと自体を目的ないし目標にするということは、この事業になじまないであろうと考えます。

自然再生事業ということ自体、法に合う形で自然再生という話をつくっていくのだけれども、そのときに、話をつくったものを具体化していく上では、今いわれたようなことは常にお互いの頭の中に置かなければならないことであります。従って、細かい仕事をしていく上では、そうした計画の中でできるものは入れ込んでいくということを考える。そういう考え方から、目標ということの中には、直接、ここでは入れていないということでもあります。

それから、ぼんやりした自然とか緩やかな自然再生とか、自然の回復力を信じてとかという意見もありました。これは、おっしゃるとおりであろうと思います。この事業を自然再生事業といっていますから、何かの事業をやっていくのですが、事業を展開する過程で、ちょうど家を建てる、あるいはビルを建てるように、設計図通りやってできたから、これでいい、そういう発想はとらない。とりあえず人間が手をかして何かやってやったら、自然の方でまたそれを変えて何かやる。それを見て、また何かを人間がやっていく、ということを繰り返し続けることによって、目標を達成していくことです。

そういう事業の進め方であるということ、皆さんがもしご了承いただければ、そういうことを計画の方針の中に織り込むことにして、つまり、これは手法の問題ですから、ここでいう目標の中には含まないこととします。

それから、第3番目に、水遊び、湖水浴、釣り場、そういうものがあればよいという意見もございました。これもあればよいのですけれども、遊び場をつくる、水遊びの場をつくるとか、公園をつくるということは、自然再生法に基づく事業としては、法の趣旨にそぐわないということになります。しかしながら、ある豊かな自然を持つ湖岸が形成された暁に、それをただほっぽっておくという話ではありませんので、つまり、ここでいう人と湖との共生の部分になってくるわけですが、お互いにそれを楽しむことも含めて、恵みを享受するかということ、この状態になったときには、これをどうやって利用したら最も合理的かということも、この協議会でお話しいただきながら具体的に進めていく。と同時に、事業計画を立てて、とりあえず初めに仕事をしていくときにも、もし、こういうところ如果能したら、こういう利用の仕方が可能かもしれない、ということは頭の中に入れて事業計画をつくっていく、ということ、これを皆さんにご了承いただければ、そういう了承のもとで仕事を進めるという前提で、この目標という中にはとりあえず含まない。

やめちゃえという意味ではないですよ。全部大切なのですけれども、ここで話をつくっていくといい

ますか、全体構想、それから計画を作っていくためには、とりあえずこれを抜いておくというか、直接には出さないという意味です。

そうしますと、詰まるところ残ってくるのは、法的な意味で大体なじむかなというところは、生物の多様性というようなところでもあります。この中にも、魚から、微生物から、鳥までとか、いろいろなご提案がございましたが、ここでそれぞれ個々の問題を目標に掲げるということは極めて煩雑であり、具体的に可能か、可能でないかというところもいろいろあります。ここでは目標としては、全体にかぶせるような大きな目標として、今、四角の中（資料-2 3 ページ）にあったような形で書かせていただいてはどうかという提案であります。

実は、ここでは生態系の多様性とかは書いてないのですが、「生態系」という言葉は、私としてはできるだけ文言としては入れたくない。というのは、生態系とは何かとか、その生態系は部分であって、全体ではない、とかいう議論を避けるためであります。気持ちを、そういう生態系的な発想という考え方を排除するものではないということであります。

非常に大ざっぱにいきますと、ここでは湖岸域の問題でありますから、湖岸の形態といいますか、水と陸とがぶつかる場所、いわゆる水辺というのが、今はどちらかというコンクリートであったり、直立であったりするわけですが、これをよりいろいろな形に造る、複雑化することによって、水と陸との働きかけの力も性質も変わってくる。その変わってきた、いろいろなものができるということによって、それを土台にして、その上にまず植物的なものもいろいろに出てくる。出てきたり、出なかつたり、あるものが出たり、別なものが出たり、あるいは何も出なかつたりというのが決まってきた、そういうところと水の動き方という条件のもとに、今度はいろいろな動物的なものがのっかってこられる。

そういうふうに順番に考えますと、まず、この多様性という中には、ベースになる土地といいますか、湖岸線といいますか、そういうところの形を多様化することによって、多様な動物や植物のすみかということを保証できるようにしてやるということが一つ。

そうすると、原生自然みたいなものをつくれればいいのかということになりますので、そうではない。そこには人の生活ということがありますので、生活そのものを直接出すわけではありませんが、ここでは、里と湖との接点を形成する、よい水辺としています。人間のいない世の中の話をしているのではないのだ、というようなニュアンスをご了解いただければと思います。

【大川委員】

個人参加の大川と申します。今の前田先生のお話はよくわかったんですけれども、3 ページですが、湖岸景観のところのグループ協議の中で、ゴミを拾いやすい、捨てにくい空間というようなことが書いてあったり、また、その下の人と自然との共生のところ、ゴミの問題、住民が管理できるというような、管理の問題が出ていますのでけれども、今のお話ですと、個別目標には入れないけれども、それは実施計画の中で、例えば管理の問題、そのできた後に、例えばゴミだらけだったりとか、だれがそれを拾うのかとか、自然に皆さんが拾うようになるのが当たり前だと思うんですけれども、そういうことは実施計画の中に入れていく。それとも人と湖のつながり、環境学習の中に入れてあるというような理解の仕方なのか。その辺だけ、ちょっとお願いします。

【前田会長】

これは、まだ決まっていませんから、また個人的になりますが、今の問題は、つまり、あるつくったものをうまくいくように監視し、あるいは維持し、というような仕事は当然出てくるわけで、その中で、

いってみれば、きれいにもっていくということ。これもこの事業を進める仕事の一部と考えられるかと思いますが。簡単にいってしまえば、例えばゴミを拾うというようなことは、この事業の中の一部でありまして、計画の中では、そういう仕事が必要だ。したがって、それをだれが分担してどうやっていくか、ということのあらまはは定めなければならない。

当然、環境教育の中でもそういうことは関連してくると思いますけれども、直接はやはり別です。維持保全の仕事の中に入ってくるのではないかな。これは計画の中である形で書き上げていくべきものではないかなと考えます。皆様からご賛同がいただければ、そうしたいと考えております。

【大川委員】

わかりました。ありがとうございます。

【沼澤委員】

今のゴミの問題ともかかわってきますけれども、多様な動植物が生育・生息する空間ということになりますと、例えば沿岸帯を再生した場合、どうしても波が運んでくるゴミが寄せられますよね。ゴミは、有機質ゴミは特にそこで分解されて栄養になって植物が生育するということになってまいりますので、常にきれいに沿岸帯を維持管理していくと植物が生えにくいということにもなるわけです。ですから、やはり維持管理の問題と動植物の生息ということだと、ちょっとその辺の兼ね合いを考える必要があるかなという気がいたします。

それともう一つですが、動植物がたくさん生息する自然再生ということには異論はないのですが、公園的なものを目指すのではないということですね。動物や植物は、その微環境というか、小環境があれば、そこに適用した生き物がすみつくわけで、いろんな細かい微環境をつくってやれば、端的に言えば、ビオトープみたいなものをつくってやれば、いろんな生き物が住みつくのですけれども、そういうものを目指すのではないと私は思っています。具体的に言えば、近傍地区の川尻川の向こう側の崎浜ですとか根田という地区に、景観的には公園的な自然再生まがいのものが行われていますけれども、ああいうものではないのだろうと思います。

そういう意味では、湖岸景観の問題として、どなたかも出しておられるようですけれども、やはり昔の自然の景観、それから、心が癒され安らげる景観となると、ある程度すっきりした昔の沖宿周辺にあった自然を目指すということになると思います。ですから、筑波にあるような公園的な動植物が生育するような自然再生ではないということを、全体目標の中でできれば確認しておいた方がいいし、もし、文言として入らないのであれば、皆さんの中で意識としてそういう公園的なものは目指さない、単に生き物がふえていけばいいということではないのだということ念頭に置いた方がいいと思います。

【前田会長】

非常に小さく言えば、ビオトープみたいなものをつくって、そこにいろいろいるからいい、そういう発想ではないよ、というお話かと思うのですけれども。では、それを押さえておいてください。もし入れるとすれば、どういう文言をどこに挟めばいいかということ、後でまた伺いますが、考えていただけますか。

この枠の中でどこから話してもいいのだけれども、いろいろごちゃごちゃしています。そうかといって、順番をつけて、順番に片づけていくというものでもないで、どこからの問題でもお話をいただこうと思います。それについて、どれの話をしているかわからなくなるので、主にこの話をしたいということ先を先にいってください。

それについては、番号をつけましょう。(以下下図の通り)

<個別目標（案）>

③<生物の多様性>

湖岸環境の保全・再生

地域の特徴を踏まえ、多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する

きれいな水の再生

湖に流入する水を浄化し、湖を汚さずかつてのきれいな水質を回復する

④<湖岸景観>

湖岸景観（場）の再生

心が癒され安らげる、湖岸景観を保全・再生する

⑤<人と湖のつながり>

触れてみたくなる水辺の再生

安心して近づけ、水遊びのできる水辺を再生する

環境学習の場としての活用

霞ヶ浦環境科学センターと連携した、霞ヶ浦を身近に感じられる学習の場

自然と人の暮らしの共存

自然再生と、住民の安全や漁業などの現状の活動との整合

<全体目標（案）>

①「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の再生を図る」

②この地域の変遷を踏まえ、変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って

要するに、最後に全体目標として、前にも申し上げたように、1行か2行の短い文でまとめておかなければならない。その全体目標を補足するためというか、なぜそうなるかということの補足というのはつけてもよいので、ここの形でいえば、全体目標が①、補足的な意味のあるのが②、そして、その②を具体的に展開するための個別の目標が③④⑤に当たるわけですが、そういう構造をお考えの上、ご提案いただきたいということで、しばらく議論したいと思います。

【荒尾委員】

実は、地域の見学をさせていただきましたときに、2つ発見しまして、今、いろいろと調査中なのでございます。1つは、これは保全ともかかわり合うこととございますので、報告させていただきますと、沖宿の港のところで、越冬しているツバメのかなりの群れを発見しました。単に日本で生息しているツバメではなくて、ウスリーとかアムールとかそういう方面のツバメが越冬地として霞ヶ浦のこの地区を選んで、という可能性が高いという判断をしています。

これについては、ツバメがこの時期に越冬できるということ自体が非常にある面では驚きなのですが、そういった大きな価値のある個体がいるということだけは一つ報告させていただきます。

もう一つは、12 ページ（資料-2）の地図でいうと霞ヶ浦環境科学センターのちょうど前になるのですが、非常に大きな浅瀬がございます。この浅瀬にオオバンという渡り鳥、冬鳥の大群がおりまして、日本最大の越冬群とって間違いないと思います。昔は手賀沼とか印旛沼にもこれを凌駕するような個体群がいましたが、今は壊滅しておりません。この地区のオオバンの越冬群が 1,000 羽単位以上いるということは、かなり驚きでございます、これの保全ということはかなり大事なことになると思います。

この個体群は、ちょうど環境科学センターと湖岸を結んだ直線上のところに、湖岸沖と、それからハス田に定着しております。ですから、これの保全については格段のご配慮をいただけるようにご検討いただきたいということでございます。これについては、また事後、報告いたします。

【前田会長】

その辺（ツバメ）については前から調べている方もいらっしゃると思いますし、相当前から越冬が、あの辺には別の群れもいるということになっております。直接、これはこのエリアに関係しないといえますか、もっとでっかいスケールでこの保全を考えなければいけない。景観全体がなくなってしまうとアウトですので、これはこれでまた別途いろいろ考えていくべきであろうと思います。

それからオオバンにつきましても、霞ヶ浦は大きな越冬地であるということも、いろいろな方々の調査でわかっておりますので、少なくともこの事業がオオバンの越冬、採餌その他について妨害するというような方向になってはならないということは頭の中に置くべきであろうと思います。残念ながら、ハス田の方には、この事業の対象自体が今のところ及びませんので、そこを頭に入れながら仕事を進めていく必要はあろうかと思いますが、とりあえずはそういうことでよろしいでしょうか。

【荒尾委員】

はい。

【山根委員】

つけていただいた番号でいうと、⑤のところですか。人と湖のつながりのところで、触れてみたくなる水辺の再生、その中に「安心して近づけ、水遊びのできる水辺を再生する」という表現がございますが、確認をしたいという意味での発言なのですけれども、「この地域の変遷を踏まえ」ということが②の枠の中にありますので、そうすると、この地域は自然という、いつも安心、安全というわけではなくて、同時に危険も伴う部分がございますよね。

前に沖宿で私の知り合いの方のお孫さんだったのですが、港で自転車に乗っていて落っこちてしまって、残念ながら亡くなってしまいました。小学校に上がる直前でした。お父さんは非常な思いを乗り越えて本までお出しになっていらっしゃる。そうすると、この「安心して近づけ、水遊びのできる水辺」というのは、今までの歴史の中であつたと。さっきの話は港のところだから、直立の護岸のあると

ころですよ。だから、それを避ければ、そういう水辺がかつてはあったのだよ、そういうところで遊んでいたのだよ、という歴史がかつてあって、ここにそういうふうに書かれているのであればオーケーですが、観念の中でのイメージだと、現実、ちょっと離れちゃうので、その辺はぜひ地元の方にお伺いできればと思います。

【前田会長】

ここでいう、「地域の変遷を踏まえ」というのは、どういう意味かということ、大昔の話はとりあえずしないということです。大ざっぱに、昔はこうだったけど、今はこうなっている、ということの現状を見て、昔はこうだったということの折衷的な言葉がこういう形で曖昧に出てきている、ということをまず押さえていただきたい。水遊びというのをどうとらえるかなんです。

今、山根さんのおっしゃったように、直接水の中に入って遊ぶから岸辺で遊ぶまで、それから、ちょっと寄ってみるまで、いろいろありますが、沖宿自体は昔から港ですよ。それから、今の予定地自体も、実は、浜というよりは干拓堤の陸側はヨシが生えていて、人がちょっと入りにくいようなところが大体続いている感じだったのですけれども、ここでいう昔というのは、あの特定の位置だけではなくて、もう少し広げて湖岸というのをとらえてもよろしいでしょうかと思います。

つまり、具体的にどの位置でなければならないというお考えなのでしょうか。

【山根委員】

これは個別目標ですから、具体的な図面的なものは、この後、計画の中に出てくる話だと思うのです。それで、この、安心して近づけて水遊びができる水辺というのを個別目標で挙げれば、それはその中に含まれてこなければいけないですね、その具体的な計画の中に。だから、今は目標を決めるということですので、イメージとして、むしろ危険を教えるという環境学習もあるかと思うのですけれども、この概念をどういうふうに考えて、こういう言葉でいいよということになるのか。

これに反対という意味ではないのです。皆さんと共通してこの概念の確認をしたいということです。それで、こういう言葉で簡単に使っちゃうけど、安心、安全というのは私たちにとってはよいことだという考えで、土浦も、安心、安全のまちづくりを目当てにしていますけれども、危険の認識ということも必要になってくるかと思うので、語句としてどう挙げておくのがいいのかなというお話でございます。

【前田会長】

そうですね。では、この位置では少しずれるかもしれませんが、須田先生、かつてのあの湖岸あたりで水遊び、遊びといってもいろいろありますが、潜って遊ぶとか、安全に遊べたかどうかとか、その辺についてちょっとお願いします。

【須田先生】

昔の子供たちは利口でして、危険なところは自分で避けたから。だから、昔は余り水死したという話は聞いたことがないのですよ。戦時中あるいは戦前の場合には、がき大将がいましたから、あそこは危ないぞ、行くんじゃない、そういう教育が行われていましたからね。特に戦後の、今いった話の落ちたら上がれないというのは、絶壁のような形での護岸ができてからです。土浦の人たちは主に大岩田あたりの遠浅のところで泳いでいましたからね。ですから、戦前、台風が来たようなときは別として、水死の話はそんなに聞かなかったですよ。答えにならないですか。

【浜田諭吉委員】

地元沖宿の区長で浜田と申します。

事故の話があったのですが、先ほど、発言のあった事故は沖宿の港であったわけです。いわゆる浜辺

ではなくて、人工の港。現在、その当時もですが、あそこは侵入して遊んではいけない、入ってはいけない。現在、危険だから、釣りもやってはいけない。そういう表示がしてありまして、自然再生というのは湖岸、港は施設ですから、施設の中のことでなくて、湖岸についての危険。そういうところは現在堤防があって、急に深くなる場所がありますが、そういう場所を問題にするのはいいですが、港については、問題にするのは問題だと思います。湖岸について議論した方がいいと思います。

【浜田文男委員】

地元の浜田ですけれども、ただいまの区長さんの話を補足する形でちょっとさせていただきます。

今、須田先生は、昔は大変安全なというようなおっしゃり方をされましたが、必ずしもそうとはいえないと思います。昔から湖岸で死ぬ人は珍しくありません、最近でも。自殺も含めれば、これは毎年のですけれども、そんな安全なところというわけではありません。いわゆる直立護岸になったからではなくて、昔から相当の人が死んでもいるし、また、そう戒められて私どもも育ってもおります。また、そういうことで、いわゆる水神様というふうなものをお祭りしたりとか、そういうことも行われてもおりますが、それほど安全だということはありません。港で亡くなったとか、これはまた別のこととしましても、霞ヶ浦という自然に接して自然の中で生きていくということは、大変過酷なことでもあります。安全であるはずがありません。

そういうことで、今の須田先生の言葉とはちょっと違うと思いますが、そういうことは考えていかなければならないことだろうと思っております。水害だけでなく、水難の危険性というものもある。これは考えておかなきゃならないことです。

【前田会長】

私が知っている例でも、遠浅の砂のところではめったに死なないのですけれども、ちょっとした深みに入ると、私の経験でも、子供などが足の方は冷たくて、そこで足がつって死んでしまったとか、大人でも、今はありませんが、藻がたくさん生えているところへ飛び込んでしまって、藻が足に絡まっておぼれたとか、場所によってはいろんなことが起こり得る。

それで、地元の浜田さんが代表しておっしゃったように、必ず安全であるというようなことはいえない、ということは考えておかなきゃならないと私も思うのです。

ここでいう「安全な」というのは、もしやるとすれば地域限定で、皆さんに、きょうまたは将来的にも継続してご相談いただくわけでしょうが、この予定地の範囲全体を一様に同じようにするということは不可能でありましょう。従って、ここにもし個別な目標が出されると、ある部分は特に対応するか、ある部分は特にこの範囲の中だけでは、例えば小さな子が多少遊んでも大丈夫なようなところも考えておきましょうとか、そういうふうな地域限定型の分散のゾーニングといいますか、こういうことも必要になる。

皆さんが必要だとおっしゃれば、それは必要になる。危険なものはやりたくないからやめよう、というお話ならば、それはやめるとか、そういうことになるのだろうと思うのですが、そういうことを踏まえて、もうちょっとご意見を賜ればと思います。

【平井委員】

今、前田先生がおっしゃったことと同じことですが、同じ④の湖岸景観のところ、心が癒され安らげる景観と書いてありますが、これも先ほどの議論と同じで、対象とするところのさまざまな湖岸景観、その中には、人が癒されない、何となく近寄りたいたいようなところもあれば、ちょっと恐ろしいところもあるかもしれません。そういう多様な空間を再生しようというのが本来のねらひだったの

です。

それは新たにつくるのではなくて、これまでの地域がどういう場所が分布していたか、それをなるべく学びながら再生していくことです。

ですから、具体的にここに、安らげる場とか水遊びができる場というのは、今、前田先生がおっしゃったゾーニングという手法として実施計画の中で細かく見ていくことになると思います。ですから、ここに書かれた目標（案）は、そういう意味合いだということをこの場でご理解いただいた上で、お話を進めていただければと思います。

【沼澤委員】

我々は、自然再生ということに取り組んでいるわけですが、そのときに、やはり長い時間軸を想定する必要があると思うのです。今、霞ヶ浦の周辺の沿岸というのは、長い時間をかけて生態系が遷移をして——生態系という言葉は慎重に使わなければいけませんけれども、変わってきて、今の状況になっているわけです。ですから、我々、こういうペースで取り組んで、例えば2～3年後に実際に事業が行われて、事業が概成するとして、その時点でアシ原が広がっていたりヤナギが生えていたりというようなことを想定するのではなくて、その概成した時点から自然に任せて、自然の復元力に頼りながら、5年、10年、あるいはもっと時間がかかると思うのですけれども、モニタリングを続けながら自然再生を目指して行って、最終的に資料の3ページに載っているようなものを目指すということにした方がいいと思うのです。

でないと、2年とか3年後に概成したときに、ヤナギやアシ原がなくなっちゃいけないということになると、どんどん人工的な植栽をしなくちゃいけないとかということになる。

人工的な植栽がすべてだめというわけではないし、子供たちが来て、水辺に触れたり、自分も子供たちも自然再生に協力したのだということで、教育的にもいいと思いますけれども、ただ、それだけではなくて、もっと長い目で自然の復元力を利用しながらということも押さえておく必要があると思います。

ですから、さっきの前田先生からのお話ですが、例えば全体目標の①のところに、これは私の案ですが、4行目のところに、「接点を形成する」とありますね。その後に「接点を形成する原点として、自然の復元力をかりながら湖岸帯の再生を図る」というような文言ですと、単に動物や植物がふえればいいのではなくて、自然との共同作業として、どこかにもそういう言葉があったかもしれませんが、自然との共同作業として自然再生を図っていくのだ、というニュアンスが盛り込めるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【前田会長】

沼澤さんからそういうご提案がありましたが、いかがでしょうか。

沼澤さん、これ、①に入れるとのお考えか、あるいは①は短くするためにこのままで、手法のやり方も、基本的に定義にするために、②を変えて、そういうこともあらかじめ織り込んでおくという考え方もいいのか、その辺、いかがですか。

【沼澤委員】

最終的には全体目標にあがっている数行の目標がいいと思いますけれども、それを達成するための大変急な、あるいは拙速の事業が行われないようにするために、ちょっと押さえておく必要があると思って発言したわけなのですが、②のところにそれがきちんと明文化されるのであれば、それでもいいと思います。

【前田会長】

というのは、そういう自然の復元力をかりながら、というのは手法ですよ。

【沼澤委員】

そうです。

【前田会長】

目的ではないですよ。だから、目標自体はそう置いておいて、それを達成するためには、私たちはこういうふうにするのだということを、どこかに行かないために書いておくことが必要だというお考えならば、その目標の達成のための、いわばここに注記的なものをつけられるわけで、その中に、文言は後で考えるとして、必ず入れておくという考え方もあり得るわけですか。手法としてはどっちもいいわけですね、沼澤さんとしては。とにかくそういう文言がどこかに入っているべきだ、というご提案と考えてよろしいですか。

【沼澤委員】

後日、その手法とか技術的な方法論についてはまた細かく議論されるのでしようけれども、全体目標、今の段階で、その辺のところを我々みんなできれば確認して、わずかでも、1行でも2行でもいいですから、そういう文言が入った方がいいと思います。

【前田会長】

というご提案ですが、いかがでしょうか。

【大川委員】

沼澤さんのご意見ですが、やはり②あたりがいいのではないかと思います。

【前田会長】

ありがとうございます。

今の大川さんの意見も含めまして、人間がやるのは、原点というか、とりあえずきっかけをつくってやるのだ。あと、自然の復元力をかりながらというのは、自然が動いていく力を人間の都合でいえば利用するということだけれども、植物とか自然力、波とか、こういうものの力ということを織り込みながら仕事をやっていくのだ、ということをごどこかに入れておいた方がよいという意見です。

【山本委員】

今、自然の力をかりまして、この事業を推進して、いち早くきれいになってもらいたいというご意見は、当然、基本的にはそういうことは願ったりもかなったりもないことなんですけれども、世界的な規模で環境が悪化している状態の中で、自然様にどのぐらい助けてもらえるか。どのぐらい具体的にやっていただけますか、ということをお頼みするわけにいかないだろう。それは漠然としているわけですね。やはり一度破壊というか、こういう状態になった現実を見ますと、それを人間の力で再生していくには、自然の力に負けないだけの何倍かの智慧を人間がつくっていかないと、どうしてもこれを蘇生できないということは、世界的にそういう現実になってきていると思うんです。

どうしてそういうふう環境が悪化したかということは、いろんな要因がありますけれどもね。ただし、霞ヶ浦の場合を見ますと、どの程度自然様がとりあえず自然の中で協力してきれいに浄化していただけるか、ということをお問うわけにいかないわけですから、そうなった場合に、それを復元する場合には、人間が手助けをして、要するに、協力をさせてもらって、それで、自然が自由に再生できるような形まで持っていかなくちゃいけない。そういうことが我々の仕事ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

【宮本委員】

ただいまの山本さんの話を補足させてもらいますと、なぜか、人口の少ない桜川村、いわゆる浮島地区は砂浜が多いですね。したがって、ヘドロはありません。結局、今も山本さんがおっしゃったように、この地域は汚染されています。この汚染されたものを自然再生に任せるということは、非常に不可能だと思います。ですから、意図的に、人間が汚したのですから、私たち地域住民が汚したのですから、やっぱり地域住民が率先してそれなりにやるしかないと思うのです。

で、それには、なぜこういうふうに汚れたか。やっぱりこれはバランスだと私は思います。いわゆる善玉が多ければ、悪玉が少ないわけです。人間のおなかにも悪玉は少しはいます。おなかが痛くなるということは、悪玉が暴れるからおなかが痛くなります。霞ヶ浦も然りだと私は思います。バランスを整えればいいわけです。バランスを整えるのは、自然再生ではちょっと不可能かと思えます。

ですから、それには、今、山本さんがおっしゃったように、意図的に人間が加えるしかないと思えます。それにはそれなりの方法は、私は事務局にそういうカタログを提出しましたが、今のところは、事務局はいつごろまでにこういう討議をして、別に私が事務局に提案した、いわゆる比嘉農学博士が開発した微生物でやらなくたって私はいいと思います。ほかに方法があればですね。

大阪の有名な道頓堀で、たった4カ月で、それで浄化されているのです。それは現実です。EMというのは、人件費と予算とやり方によってどうにでもなります。それは、広島県の内海町もしかりです。広島県の内海町の海苔は日本一うまいです。

【前田会長】

実は、両方対立するわけではなくて、沼澤さんも、初めから自然に任せていけばいいというご提案をいただいているわけではなくて、基盤を人間がつくった後で、全部、計画的にやるのではないよと。自然の動きも見て、それに合わせて気長に考えろ、というご提案でありまして、人間が何もやるなという話ではありません。

それから同時に、またもう一つ、何回も出てきますから、ここでもう一度確認しておきますが、水質浄化というところ、あるいはヘドロと称するものといえますか、いわゆる軟泥のようなものを減らすというようなことは、ある意味で重要であり、必要に応じてやりますけれども、この事業の目的を霞ヶ浦の水質浄化に置くわけにはいかない。それには余りにもスケールアウトした問題であるということも、再度確認させていただきたいと思えます。

事務局、そういう文言が入ると都合がいいか悪いか、困るか、その辺はどうでしょうか。要するに、法律的というか、法律を踏まえた仕事の手続上の問題です。

【事務局】

沼澤委員のおっしゃったように、自然の回復力をかりるといえるものは、法の目的とか法の趣旨にも合致しているものでして、②でいいますと、事務局なりに「動植物を呼び戻す」というところで、そういう形で自然に呼び戻す、自然の力をかりるといえるのをちょっとイメージしていたところです。ただ、呼び戻すというあいまいな部分もございまして、自然の回復力をかりるといえるような文言が入ることは適当だろうというふうに思っております。

【前田会長】

では、具体的な文言は後でまた事務局を中心に考えて、次回に提案させていただくこととして、そのような精神というか、考え方をどこかに盛り込むということを検討させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そういうことにさせていただきます。この問題は、次回に具体的にご検討いただきます。

【千野委員】

先ほどからお話をずうっと聞いていたのですけれども、まず、この委員会の趣旨として、自然再生というのが大きな目標になっていると認識しているのですけれども、そうしましたら、この③のところにあります地域の特徴を踏まえということが、すべて考えていく上で大前提になると思うのですね。その中で地域の特徴を踏まえた上で多様な湖岸景観を保全・再生する。で、地域の特徴を踏まえた上で、触れてみたくなる水辺の再生とか、そういうふうな形だと思うのですけれども、どうも先ほどから議論を聞いていますと、そこがちょっとぶれているのじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【前田会長】

それは地域の解釈ですね。

【千野委員】

そうですね。地域の解釈というのが、先ほど、どなたがご発言したのか、ちょっと忘れてしまったのですけれども、田村・沖宿地区とか、ある程度地域を限定して考えた方がいいのではないかなと思います。特に霞ヶ浦全体とかということになりますと、それぞれの場所によって湖岸の環境は違ったと思いますので、そこをはっきりさせておいた方がいいのかなということです。

【前田会長】

地域とは何かというのは、実は私もずうっと引っかかっているのですけれども、非常に限定しますと、ポストからポストまでの間の線、対象区域の地図の赤線で囲まれた中に限定されますね。そのの現在と過去というようなことを考えることになります。

まずは、第一義的にはそこなののですけれども、ここでは必ずしもその中に限定しなくてもよいのではないかと私は考えています。というのは、不可能なことはいけないのですが、可能な部分で、霞ヶ浦にも、今おっしゃったようにいろいろあるので、いろいろあることを全部取り込もうとか、それから、全然違うものを無理に取り込もうとかという発想はできませんが、その多様性の中に、もともとないから入れる必要がない、あるいは入れてはいけないという議論にはしたくないのです。

例えば、皆さんからいろいろご提案いただいている中に、いわゆる砂浜なんていうのがありますが、果たして砂浜はあったかという、少なくとも地図を見ましても、昔からというか、明治以降、真つ当な砂浜が、先ほど、浮島の話が出ましたけれども、あちらにはある、あるいは天王崎にはあるのですが、この赤線の中にあつたことはないわけです。よって、砂浜を入れるのはいけないと限定するかどうかというところなのですけれども、皆さんのご議論によるわけですが、私としては、議論のたたき台として提案させていただきますと、砂浜をつくれということ提案するのは、私はちょっと危険だなと思うのです。つまり、技術的に、現実的に可能かどうか。もともとないということは、無理があるということです。

もし可能なのということがわかったときには、部分的にはスモールスケールでもやってみたいというなら、やってみてもいい、というぐらいのある度量といえますか、度量の広さとも、うまくいえばいえるのですが、その辺まではみんなで考えながら、地域ということを少し曖昧に解釈していったらどうか、というのが私のたたき台の提案です。これに対してまた反論をいただいて結構です。いかがでしょうか。

【浜田文男委員】

地元の浜田です。今の前田先生のお言葉では、砂浜はなかったとおっしゃいましたか。

【前田会長】

小さなのはあったと思います。

【浜田文男委員】

ただ、小さい大きいがどの程度かという話にもなりますけれども、沖宿には近年まで湖水浴場がありました。ごく最近なくなりましたけれども。さらに、湖水浴場というほどのことではなくても、人が湖の中に入って行って遊べるようなところというのは、沖宿に限らず、あちこちにあったはずです。何をもって砂浜と規定するののかと思うのですけれども、大ざっぱにいきますと、要するに、護岸堤によって現在仕切られてしまった湖岸、もともとは、護岸堤がなかった当時は、陸地からいろんな土が運ばれて、長い間に遷移して行って湖が浅くなっていく、これは当然のことですけれども、そういうふうにしていったわけですね。

私どもも子供のころは、あと 100 年もすれば霞ヶ浦は埋まっちゃうよ、なんていうふうに聞かされて育ちました。この 100 年というのは例えばの数字ですけれども、そういうふうに埋まっていくのが自然のはずです。しかし、現在、護岸堤の建設によって、この土が流入するということはありません。堤脚水路のところまでストップです。その堤脚水路を定期的に浚渫しなければ、これも埋まってしまう。こういう湖岸の基本的な現状ですよ。

そうすれば、堤防から水の側に人工的に、堤脚水路で埋まったものも含めてですけれども、要するに、砂浜をつくっていかねばならないと思うんです。ただ、その砂浜というのも、役所言葉でいえば、養浜工事だか、緩傾斜護岸とか、前浜とか、いろいろな表現があるとは思いますが、とにかく砂浜的なものをつくる。それがむき出しのままの砂浜なのか、これはただの砂浜という表現なのかもしれませんが、あるいは何か植生が回復するようにするのか。これが植生の回復なのか。ともあれ、砂浜的なものをつくっていくというのが、この自然再生の事業としての根本だと思っているのです。

それと、砂浜は自然ではない、遊び場的なものは自然ではないというような言葉もありましたけれども、砂浜というのも自然の一形態ではないのでしょうか。これは、湖に限らず、海岸でも、どこでもそうですけれども、植物が生えない湖岸とか海岸というのは、当然あるはずですよ。

【前田会長】

ですから、地べたといっても、植物というか、実は、何も生えてないわけじゃないのですよ。人間が見えないだけです。あの中にいろいろいるわけですから、それも自然の一部ですね。それからもう一つ、皆さんのおっしゃる砂浜は、非常に広く考えていただくなら、それで結構なのですが、どの道、霞ヶ浦の岸というのは、土といっても、基本的に砂が多いのですよね。その砂を全部どけるといわれたら、それはできない話だということになります。しばしば出てくるのは、砂浜というのは、白砂青松といわれるような砂浜と考えられると、そればかりが砂浜でないと浜田さんがおっしゃるなら、それはそうだと私も思うのです。砂浜がいけないという意味ではなくて、遊び場としての砂浜と、砂浜があるから、そこであるときには遊び場に使うというのとは、同じことといえば同じことですが、話の持っていく方が違う、そういうことなのですね。

だから、ここでは造ってはいけないということではなく、またできた砂浜に入るなどかいう話はしない。それを守れといったら、入るなどという話も出てくるでしょう。そうじゃないのです。そこで、適当に人々が安らぐとか、いわゆる遊ぶとかということで利用していただいてもよろしいということになった場合には、それがうまくできるように、今度は何か考える。それこそ急に命に係わるようなことがないようにから始まって、何か造っていくときには、頭の中であらかじめ考えて、そのようなものをつくっていかなくちゃいけない。そういうものを次の実施計画の中に入れなければならない、こういう意味で

す。砂浜が良いか悪いかは、次回以降に議論したいと思います。

【浜田文男委員】

もう一つ、よろしいでしょうか。

ちょっと環境目標とは違うかもしれませんが、大変現実的なことではあるんですが、私ども、沖宿の湖岸はコンクリートの直立護岸になっておりまして、大変激しい波浪で波しぶきを受ける。人家にまで波しぶきが及ぶ、あるいは水田、田んぼにまで波しぶきが及ぶ、そういう状況になっております。もちろん、すべてではありません。わずかに植生が残っているところもあります。こういう波しぶきをかぶらなければならないような現在の状況を何とかしなければいけないというのは、地元住民としては当然なことではありますが、その波浪対策というものの一つとして砂浜的なもの。本来、植生とか砂浜的なものがあれば、波しぶきはかからなかったわけですよ、昔から。これが昔の湖岸です。ただし、そのかわり、水の増減があつて、水害とかいろいろなことがありましたけれども、波しぶきが人家にかかるというようなことはなかった。これは現在の堤防ができてからです。

この堤防からの波浪対策を何とかしなくちゃならない。そのために粗朶消波堤の設置ということもありましたけれども、これは、皆さん、ご存じのごとく、機能していない。機能していないどころか、むしろ、環境悪化を招いている。大変困った状況になっております。この波浪対策を、自然再生という名もとの植生とか砂浜の復元ということで解決していきたい。これは飛躍し過ぎた考えかもしれませんが、私はそう思っております。

人と湖の共存とか、自然と暮らしの共存とか、いろいろ書いてありますけれども、私ども地元にとっては、地元の安全、安心、何よりもまずそのことを図ってほしい。これは、自然再生とはまた別のニュアンスも含まれるかとは思うのですが、そこはぜひ考えていただきたいと思います。ちょっとまた後ほど話します。

【前田会長】

今、浜田さんのおっしゃったようなことは、⑤の中に含まれる問題として、あとは具体的あるいは技術的な問題は、事務所自体の仕事、あるいはこの事業の実施者になるところに検討いただき、具体化については後でお答えいただければと思います。

そういうことはこの中に精神として入っているか、入っていないか、このあたりについて事務所としてはいかがでしょうか。

【事務局】

浜田さんのおっしゃったように、そういうことは重要だと考えております。⑤の最後の「自然と人の暮らしの共存」のところで、当然ながら、その周辺にお住まいの方々の安全というものは第一に考えるべきであると考えております。波浪の話が出ましたが、そういったものにも対応できるようなものを考える必要があるだろうと考えております。

【前田会長】

ということは、実施のときにまた考えるということですね。具体的にまた後でご議論いただくことにします。

【平井委員】

ちょっと話を戻したいのですが、先ほど、千野さんから、③の上に地域の特徴というのが入っている、これは全部へ掛かるじゃないかということから砂浜の話が出てきて、ない、ある、つぐらな、つくる、使う、使わないという話になったと思うのですが、②のところに、「この地域の変遷を踏まえ」

という冒頭があります。このところは、当然、この地域の特色、現状ですね、それから、過去、どういふふうにしてこの地域の景観、土地、植物ができてきたか、という変遷を踏まえてという重要なプレーズがあるわけです。

やはり砂浜の問題も、学校の運動場の片隅にビオトープをつくるのとは違って、対象地区の過去の変遷や特色、どういふ砂浜があったのか、それを人がどう利用していたのか、そういうものを踏まえて私たちは自然再生しようというスタンスですから、ここに、先ほどの千野さんの意見も入れて、「この地域の特色と変遷を踏まえ」と書き込ませていただいたら、砂浜問題も、より実施計画の中でどういふ砂浜がここで可能なのか、いいのか、ということは具体的にそこで議論していただくということにしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

【前田会長】

この場合、この地域とは何かということなのですが、平井さん、いかがですか。

【平井委員】

この地域というのは、この協議会の一番冒頭にあるように、対象地域、戸崎・沖宿ですか。

【前田会長】

つまり、この区間に限定するということですね。私は厳密に考えますよ。よろしいですか。

【平井委員】

ええ。そうしないと、天王崎にあるような膨大な砂浜ゾーンをここにつくるわけにいかないということも、細かい議論でいえばありますから、対象としている地域をある程度限定した上で、その特色と変遷を踏まえてやるべきだと思います。

【大川委員】

今、天王崎というお話がありましたけれども、膨大というのは、今、国交省の方で護岸消波堤をつかった上で膨大になっただけで、膨大な砂浜というのは、昔はやっぱり天王崎にありましたけれども、そういう形のとらえ方よりは、周りの全体的なものを、多少霞ヶ浦の各所でいいところがあれば、そういう地域、地形、風向き、波、そういったものを見ながらそういったものを加えていくのはいいのじゃないかな、と私は思います。

現状で、現地の視察を何回かしていますけれども、地形によってはそういったものが再生可能なところもあるのではないかな。あとは、形、天端から持ってくるのか、沖の消波堤、木で組んである消波堤がありますよね、ああいったものも片づけるのか、それともそれを利用するのかということも含めて考えていけば、それは可能ではないかなと思います。

【宮本委員】

砂浜の件ですけど、湖水が浄化されれば自然と問題は解決します。それは、信じる、信じないは自由です。同じ霞ヶ浦でも、浮島が、あそこはやっぱり水がきれいですから、堤防の外に砂浜が何か所もあります。それは信じる、信じないは勝手です。大阪湾のあの汚い水にぼかしを何万個ぶち込んだら、ヘドロがかわって、そこに砂浜ができました。ビデオを見れば、それは一目瞭然です。

【前田会長】

ありがとうございました。やり方はいろいろあると思いますので。今回は、目標案についての議論です。

今の地域の問題ですが、赤線に囲まれた中に、ある意味で、極めて厳密に限定するというのが一つの案です。

それから、それを踏まえつつも、ある程度地形とか風向きとか、いろいろなことを考えながら、突拍子もないものを持ってきてはいけませんが、霞ヶ浦の中での可能性を考えながら、類似性とかを考えながら、ある程度枠を広げるということがあってもよからうということが第2案とします。

要するに、きちんと行くか、ぼやっと行くかということです、どちらがよろしいでしょうか。1案を、きっちり案を支持したい、あるいは、ぼやかしでというのを支持したい。そのあたりのご意見を賜ります。

【千野委員】

私が考えるのには、例えばその地域に合った自然というのは、先ほどおっしゃられていましたように、風の影響であったりとか、湖の流れであったりとか、そういったものに起因しているものが多いと思うんですね。それを踏まえて、この事業を進めていかなければいけないと思います。そうしましたら、例えば考えられないような大規模な砂浜をつくって、そこを維持しようとかというふうな考えを前提にしてしまつては、これはいけないと思うのです。そこを、先ほどから話が出ています、自然の力をかりてというところが、勝手にそこに植物が生えてくるようであれば、それはそういうふうな形でどんどん自然が再生していくのを妨げない、ということが考えられるのではないかなというふうに思います。

前田先生の方は、その地域に限定してという案、赤線から赤線までという案というふういきっちりおっしゃっていたんですけども、そこまで厳密に限定する必要はないと思うんです。例えば地先のところですね、田村とか、沖宿とか、そういう字程度のところでとどめるというのがいいのではないのかなというふうに思います。

【高橋委員】

北浦町から来ました高橋でございます。

私は、前田先生のおっしゃる2番目の案の、地域限定ではなくて、やっぱり霞ヶ浦全体というようなことを考えた方がいいと思います。なぜかというと、⑤の真真中に環境学習の場としての活用というのが書かれておりまして、霞ヶ浦環境科学センターと連携した霞ヶ浦を身近に感じられる学習の場ということも含まれておりますので、やはり環境学習に必要な材料となるものが必要であれば、そういうものがあってもというか、それが必要だと思うからであります。

【石川委員】

石川委員 個人参加の石川です。

結果的には、今、おっしゃったことと同じでございまして、先ほど、アサザ基金さんに対して前田先生がおっしゃったのは、限定するのもどうかなというような意見だったと思います。だから、考えてみますと、この決められた地区の中で自然浄化をして、人が親しむような安心、安全な場所をつくるためには、現在の環境で許されている中でいろんなことを考えてやればいい。だから、昔、何があったから何しななければならない、何がなかったから、それは取り上げない、というようなことではなくて、現状の中で、この中には専門家もいるし、学者さんもいるわけですから、そういった英知を絞って、何ができるかということを検討すべきだと思いますね。

【前田会長】

この件では、地域ということについてなんですが、今、幾つかお話がありましたけれども、私といたしましては、非常に皆さんのご反対がなければ、とりあえず、この地域という言葉で赤線だけに厳密に限定する、という話をここで決めたことにはしないということで、先へ進みたいのですけれども。

【平井委員】

私が厳密に決めたようですが、そうではなくて、例えば環境学習をやるときに、いろんなタイプの湿地とか砂浜とか環境があれば、それはいい勉強になりますが、それをわざわざこの対象地区の中に、もともとなかったのに、条件が合うからつくろうというのではなくて、そういうのはビオトープとか公園とかいろんなところで学べると思うのですね。ここの地区で自然を再生するのは、全体目標の①のところに、里と湖の接点、里という言葉をあえて私も考えて入れさせていただいたのは、それぞれの地域の自然というのは、そこに住んでいる人たちとの係わりの中では育まれてきたものなのですね。だから、物理的に波や風や水質の条件が合うからといって、もともとなかったものを無闇に、物理的にできるからといって、そこにつくってしまうと、それはそこに住んでいた人たちが今までつき合ってきていない自然が入ってくるという可能性もあるのですね。

ですから、厳密にポストからポストといっているわけではなくて、私は田村・沖宿・戸崎地区ぐらいの人たちが、この地域の自然と今までどうつき合ってきて、どういう自然があったのかということ踏まえた上でやっていただきたい、ということをお願いしているわけです。

【鈴木委員】

今の前田先生の、「地域」を地区限定しないという話に賛成です。というのは、今から10年とか15年ぐらい前から、崎浜とか平川の植生というのはとてもすばらしいと思うのです。ここにはやっぱり自然の植生が豊富だったり、鳥なんかもたくさん来ていたり、そういった関係もあって、できたら、この辺のところも、整備できる、できないは別として、一応大きく含んでいただけたらと思います。土浦の田村とこの平川あたりは、護岸的にみんな一体だと思うのですよね。そう感じております。

【前田会長】

私のいっているのは、対象地区を拡大するという意味ではなくて、この地域の特徴とか特色とか、地域の変遷とかというときの「地域」とは、赤線の中だけを地域と考えるのではなくて、もう少し必要に応じて頭の中では拡大できるという、そういうイメージを持つてはいかがか、そういうふうに理解していただけないかということの提案なのです。

【荒尾委員】

今のお話の展開でございますが、私は一番大事なことは生活者という視点だと思っています。今回のこの企画、起案が、見て試しながらいろいろと方向性を探りながら道標をつくっていかうということだと思っておりますが、その中で一番大事なことは、やはりこの地域にお住まいの方々の智慧だと思っておりますね。ハス田を見ても、生活者の方々が実際にそこでお仕事をやっている場所は、すばらしくきれいだ。つまり、自然再生の対象にならないぐらい、すばらしい環境を保全されていらっしゃるということを見ておりますので、生活者の方々に入っていただいて、その意見を、智慧をどんどん出していただいて、湖岸の中も外も含めて生活の場としてもう一回考えていただく、ということが一番大事なことではないのかなというふうに考えております。

【前田会長】

ありがとうございました。

では、大分長くなったので休憩に入りたいのですが、その前に、先ほど、オブザーバー的に後ろにいらっしゃる方が手を挙げていらっしゃるんですけども、その方に発言をお願いしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【前田会長】

その前に山根さん。

【山根委員】

今の地域のお話ですが、私は何人かの方がおっしゃったように、少しぼやかしの方に結論としては賛成というか、それしかできないのじゃないかなと思うのですね。

といいますのは、かつての地形と動植物とか生き物と2つ分けて考えたときに、地形の方はもう既に改変されてきていて、かつてのものをぶっ壊してもとに戻すということは考えていないわけですね。そうすると、さっき、石川さんがおっしゃったように、現状の中で何ができるかということにいかざるを得ないと思います。

それから動植物については、では、この中にかつていたもののデータがまずあるかという問題と、それから、霞ヶ浦の範囲の中で考えるということであれば、例えば自然に任せたときに、流れてきて、そこに定着するという可能性もあるわけですし、さっき、鈴木さんがおっしゃったような、お隣の崎浜とか平川の状態ということを参考にするということはよろしいと思いますし、それから、今、暮らしている方のなりわいというものも、この現状の中で変わってきた変遷を踏まえて大事にしながらということは、当然考えられると思いますので、おっしゃっていることは、それほど全然違うことを選んでいるのではないだろうなというふうに思いました。

【前田会長】

ありがとうございました。

では、山根さんがまとめてくださいましたので、異論があれば、またお話しただいて、その後、皆さんにお諮りして、一応話を決めるとこととします。ここで、先ほど、後ろで手を挙げてくださった方、ご発言をお願いします。

【向山：一般傍聴】

向山といいます。皆さんの方で、地域とは何かですとか、自然とは何か、私、聞いていまして、どういったものを皆さんは地域ととらえておられるのか。また、どなたかの発言で、昔のようにすっきりとした湖岸ですか、そういうようなお話があったのですけれども、昔がいつなのかですとか、すっきりとは何なのかというのに、皆さん、共有しておられるのかなとちょっと不安を覚えまして、今後、事業提案などされていくということでしたので、その辺の議論を十分深めていただいて、地域の方への説明責任とかもおありなのかと思いますので、ぜひ進めていただければと思った次第です。

済みません、お時間をいただきまして、ありがとうございました。

【前田会長】

ということをいつていただきました。

〔休憩〕

【前田会長】

では、続きを始めさせていただきます。

この続きでは、本日のお仕事として、まず整理しますと、今、ホワイトボードに事務局が書いてくれました。

<個別目標（案）>

③<生物の多様性>

<全体目標（案）>

①「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の再生を図る」

②この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力をかりながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って

湖岸環境の保全・再生

地域の特徴を踏まえ、多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する

きれいな水の再生

湖に流入する水を浄化し、湖を汚さずかつてのきれいな水質を回復する

④<湖岸景観>

湖岸景観（場）の再生

心が癒され安らげる、湖岸景観を保全・再生する

⑤<人と湖のつながり>

触れてみたくなる水辺の再生

安心して近づけ、水遊びのできる水辺を再生する

環境学習の場としての活用

霞ヶ浦環境科学センターと連携した、霞ヶ浦を身近に感じられる学習の場

自然と人の暮らしの共存

自然再生と、住民の安全や漁業などの現状の活動との整合

私が先ほどいった①と②をまず大体固めます。それから、③、④、⑤については、本日、皆さんからご意見を、さらに足せ、引けとか、つまり、これがないとか、これを入れろとか、その他のご意見をいただきまして、次回までにまた事務局が取りまとめます。で、第4回でさらに議論する。そういう手順で行きたいということですので、よろしくお願いします。

まず初めに、先ほどの②ですね、中のところに文言の修正をしてはどうかということでありました。修正は2つ。「この地域の変遷」の前に「特色と」と入れる。つまり、「この地域の特色と変遷を踏まえ」と入れる。その次に、先ほどのご提案いただきました「自然の力をかりながら変化に富む水辺空間を再生し」、以下、前のように続く。そういう2点であります。これについて特段の反対がなければ、こうしたご提案を入れた修正をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【前田会長】

では、この形を入れて、事務局、次回、第4回のときに整理して、改めて案を出してください。

次に、今、問題になりました地域の問題であります、この事業全体として言葉の使い方の整理をいたしたいと思います。

第1に、いわゆる赤線の中及び赤線に極めて近いところを含むかもしれませんが、この部分は事業の対象地区という「地区」という言葉にします。

これに対して地域というのは、もちろん、地区を含みますが、より広い概念として、これの近隣の浜や、あるいはこの対象地区と似たような、あるいは参考になる霞ヶ浦の湖岸、このようなところも含みます。つまり、それを踏まえてというのは、これをまねするとかいうことではなくて、そういうところの状況等も参考にしながらという意味で、その踏まえ方はケース・バイ・ケースであります。したがって、ここでは、「この地域の」というのは、そういう意味でとらえて、「地区」とせずに、「地域」という言葉をそのまま生かすという考え方をとりたいという提案です。

特段のご反対がなければ、その形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【千野委員】

先ほど、対象地区というのと地域というものの定義というのが、お話しされる前に、②のところで、この地域の特色、変遷というような文言を入れるというふうにおっしゃっていたのですけれども、そうしたら、この地域というところを対象地区というふうに指定した方がいいのではないかと思うんですが、皆さんはどうお考えでしょうか。

【前田会長】

理論的にそうなりますが、対象地区に限定しますと、そこには、例えば住んでいる人というのはいないのでよね。非常にややこしい話になるので、このところをもう少しボヤーと行きたいなという苦肉の策なんです。

地区も含み、地区を支える後ろの集落、場合によっては、後ろの斜面と湖岸とがつくる気候条件その他、そういうもろもろのことも含みます。「踏まえ」というのは、そういう意味です。

【坂東委員】

先生のいっている趣旨はよくわかるのですが、懸念として、この流域の多様な自然の形態があるわけですよ。裏から読めば、そこの地区にそういうものを持ち込んで、それをつくるというふうなことの可能性も残っているわけですね、今の言い方では。その点をちょっと明らかにしてもらえばいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

【前田会長】

おっしゃるとおりでありまして、ですから、何でもかんでも持ってくるというのではなくて、「踏まえ」というのは、それを参照あるいは参考にするという意味です。実は、霞ヶ浦というと、北浦から那珂川から全部含むことになるのですけれども、それを全部にあるものをみんな持ってこいということではない。それは、目はそれぐらいの範囲に必要なに応じて広げることは必要だけれども、それを踏まえて論議の上、取捨選択は、当然、必要になってきますね。

【坂東委員】

それで、これは環境センター絡みの自然再生ですよ、率直に申し上げます。

【前田会長】

その面が大きいですね。

【坂東委員】

そうすると、今のこの地区の現状では、結局、大した自然観察の条件がないわけですね。で、それを造ろうとすると、今、私がいったような懸念がどうしても出てくるわけなんです。本来、この地区にない自然の条件を無理やり観察用のいろんな施設を、条件をつくるということになれば、そういう懸念が出てきて、悪読みすれば、先生のおっしゃっているのは、そういうことを可能性として残しているんじゃないかというふうに誤解されても仕方がないなということがあるものですから、そこらを明らかにしてもらえればいいかなと思っています。

【前田会長】

実は、私の考え方では、ある部分、ゾーン全体の中のあるエリアについては、先ほど、どなたかがおっしゃったように、このエリアにはないけれども、霞ヶ浦にはあるという部分を、ある程度考慮したような仕掛けといいますか、部分が計画された場合、それを、このエリアにないからといって排除するという方向には行かない。そこら辺を許容しようというための意味もあるのですよ。

おっしゃるような話になりますと、それはけしからんということで、初めから枠を決める。どちらがいいかということは難しいところなのですが、私としては、いわゆる環境的なところで何を考えられるかということは、非常に細かくは決まっていないう思いますが、そのところである部分で考えられた場合に、全体に対する整合性を持たないようなものであった場合には、極力排除しなければならぬし、ここで考えなければいけないんですが、ある限定つきで、ある部分でそれももっともだと考えられる部分については、いわゆる霞ヶ浦中岸の南側だけに限定されない部分も場合によってはあっても許容する、そういう考え方なんです。私はそれが正しいといっているのではなくて、現実的かなと思っているのですけれども、皆さんが、それはよくないとおっしゃるならば、また考え直すということになります。

【坂東委員】

そういうことだと、そのことをいっているのを前に出して、もう少し具体的に議論なさった方がみんなとしては見えるんじゃないかというふうに思いますから、ぜひ次回、もしよければ、今の文言の形としてそういう形で取り上げるなら、それはそれで結構ですけれども、次回のときに、今のおっしゃったことをさらに具体化して、例えばこの程度の限界で、スケールの的にもこれ以上のことは考えていないとか、一定程度の希望的な話でいいですから、そうすると、我々としても議論に参加しやすくなるというのがありますから。

【前田会長】

そのときに、例えば相手は河川事務所であり、あるいは県ですね。そういうところはきちんと計画を立てて、このように構想から計画に持ってきて、こういう計画でありますと説明すると思います。そうすると、計画がまだ固まってない時点では、皆様には申し上げられない、いわざるを得ない立場にある部分もあるわけです。

したがって、例えばこの会長ということで、私が事業内容について可能性や場合ということを考えてみるというようなことでよろしいでしょうか。次回に提案とおっしゃった場合に、よろしければ何らかのことを考えてみたいと思います。

事務局、どうでしょうか。

【事務局】

会長のおっしゃるようで結構かと思います。

【水産振興課】

ちょっと確認したいのです。最初は霞ヶ浦環境科学センターもこの場所にできるということで、その前浜の部分の整備し、自然再生をするというようなことで、タイアップしていくというようなことだったかと思います。

今の地区と地域の問題が出たときに、陸上部分もというような話になったのかなと思ったのですが、湖岸の横の方にある程度幅を持たせて考えていくということなのか、それとも陸上部分もというところで考えるのか、その確認をお願いします。

というのは、田村・沖宿・戸崎と3つに分けてあって、それで、場所的には、2つに分離されているはずなんですけど、そこが全部一体になって考えたりするのかということです。拡大的に考えると、漁場的な問題でもあるんですけど、そこら辺の確認をちょっとしたいんです。

【前田会長】

漁場的な問題ということは、先ほどの枠の中の共存という中に含まれてくるのかと思います。事業をそちらの方へ広げていくという意味ではございません。そういうところの状況を参考にするというのは、例えば急な崖があって、その下が砂浜だとか、泥がこういうところはたまるからとか、こういうところには何々が生えているけど、こういうところには何々が生えてないとか、こういうところは魚が卵を産むけれども、こういうところは魚の卵がどこかに行ってしまうとか、そういう状況のデータも含めて、ほかの地域も踏まえる。踏まえるというのは、参考にするという意味です。周りの方まで、事業自体を拡大するとか、そういう意味は含まないということは確認できると思うのですが、今のお話はそういうことでよろしいのでしょうか。それとも、2つに分けるべきなのに、1つにつながっているのではないかというお話ですか。

【水産振興課】

広く、ある程度幅を持たせて地域と考えると、2つの場所がつながるのかなということも考えられるので、確認したわけですがそれでも。

【前田会長】

事業区域は限定されますよね。で、その区域の中で何をやるかということを考えるに当たって、そのいわゆる変遷とか特色とかということを考えるに当たって、もう少し地域の外の部分も参照するという意味だと考えていただいてよろしいですね。

【事務局】

はい、そのように考えております。「地区」は、対象区域ということで、「地域」については会長がおっしゃったとおりで思っております。

【山本委員】

今の先生がおっしゃった地域の特色を踏まえてということは、霞ヶ浦の環境、自然の状況を踏まえてというふうに私は解釈したんですけども、この霞ヶ浦の特色ですね。それで、その中で今回は学生さんの環境センター、教育の場所としてのモデルケースとして、結局、これを前向きに、自然再生推進法に従いましてとりあえずワンステップしたわけですが、私が先生にもう一度お伺いしたいことは、この区域に限定しますと、例えば水質改善をする場合、その線引きをしなければいけない。それを囲わなければならない。そうしませんと、水質改善の何かをするといっているけども、やはり広い霞ヶ浦ですから、その部分はきれいになりますけど、今度、流れてきますよね。そうすると、結局、水質浄化の問題の結論が出ないわけですから、その辺を明確にお願いしたいと思うのですけども。

【前田会長】

水質につきましても、広い霞ヶ浦に対してここでこの事業として取り組むわけにはまいりませんので、少なくとも我々の意識としては、この対象地区の湖岸線域、いわゆる水際といいますか、少なくともこの事業としては、その水が汚くなった、あるいは汚れたといわれるようなことはやらない、ということとはまず第1の了解点だろうかと思います。

それから、第2の部分としては、その部分の中、地区の中で何がしかのことをやっていくことによって、部分的にも、あるいは狭いエリアであっても、少し水がきれいになる、あるいはなつたと思われるようなことがこの事業の中で可能ならば、それを検討し、実行するように努力していくということをもって、この事業における水質改善ということを考えていきたい。そういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

【山本委員】

はい、わかりました。

【前田会長】

では、大体のご了承をいただいたということで、この枠のところは、最後の決定とは、次の会に回します。大体の枠で文言を事務局につくってもらいます。

その次に、先ほど、安全という話がありましたが、実は、この安全については、安全と言い切れるかということは、おっしゃるとおり、なかなかきつい話なのですね。で、ここでは、少なくとも文言に残すかどうかということも、実は問題ではあるわけですが。とりあえず皆さんの共通了解として、少なくともこの事業の中において水辺で人が動いたとき、特に子供のことを考えましょう、そのときに明らかに危険がある、あるいは危険が生じる、そういうおそれのあることは避ける。この事業としては避ける。まず第一前提ですね。

それから、いろいろなことをやっていく。つまり、事業の実施に当たっては、人の安全ですね。というか、ひっくり返すと、安全といわない方がいいのかもしれませんが、生命の危険を避けることに配慮する、というようなことを目的の遂行の中に入れて考えていく。安全というのは、だれが保障するのかといわれると、水辺で絶対安全ということはありませんし、万一、落ちられた、亡くなったなんていうことになったときに、その責任はどこにあるかというような問題も起こります。どうしてもそういうことが起こらないようにというなら、絶対入れないように鉄柵でもずうっと回さなければならなくなってくると、これはまた何の意味もなくなってしまいます。

トラロープを張ったから、入るな。全部トラロープというのも、またこの事業には合わないわけですから、ケース・バイ・ケースというか、そのことを頭の中に入れながら、とりあえず、絶対これは危ないからやめておこう、というようなことにならないように、みんなで具体的なやり方を考えていく。こういう基本的な方針を確認するということで本日はとどめておいて、実際の図面といいますか、具体的な話が詰まってきたときに、部分、部分について、ご意見をいただきながら修正して、いわゆる安全なものをつくっていくという方針で進むということでよろしければ、本日はご了解いただいて、その旨、実施者の方でもうまく、いつも頭の中に置きながら、図面づくりから始めていただくということだと思いますが、いかがでしょうか。

【千野委員】

資料-2の2ページのBグループの中でも、上から3番目に「安心して水辺に近づける→落ちたら上がれない」ということがありますので、そういう意味もあって、前田先生がおっしゃるように、命に危険がないというか、少ないという意味であれば、問題ないと思います。

【前田会長】

とりあえず、例えば急に深みになってくるとか、上から見えないのに、入ったらスポッとハマるとか、あるいは急にある部分だけ物すごい流れができるとか、そういうことは避けていくように配慮するというので、具体的には個々の部分について皆さんの目を入れていただいて、ご批判の目にさらしながら進めていくということできたいと思います。よろしいでしょうか。

【大川委員】

ただいまのBグループの「落ちたら上がれない」というのは、私、Bグループにいたのですけれども、父兄の方から出たお話で、こういう形だから霞ヶ浦には近づけない、子供たちは近づけないんだ。それではやはり人と湖とのつながりということがなくなってしまうので、こういう形の文言を入れた。

それから、安全に関しては、前に須田先生もおっしゃったように、昔のがき大将の方々がたくさんいらっしゃるのしょうから、環境教育の中でそういう人たちがお子さんたちに教えるような、そういうシステムを実施計画の中に盛り込んでいけばよろしいんじゃないかなと思います。

【前田会長】

昔のがき大将に活躍してもらおうということですね。

ただし、今の対象区域の中には、今、大川さんがおっしゃるように、もし落ちたら子供だったら危ないというところは今でもいっぱいあると思います。これを、この事業開始と同時に、直ちに危険性を解消するという事は恐らく不可能です。そういう場合には、とりあえずゾーニングといった、ある場所に入ってオーケーですよ、ある場所は今のところ、ちょっと困ります、ということをはっきりと示していくような手だてによって、逐次、計画を、事業を進めていくということにはならざるを得ないと思うのですが、その辺はよろしいですね。

【大川委員】

はい。

【前田会長】

では、大きな枠の①②というところまでは、それで整理させていただきます。

それで、個別目標（案）というところで、今、大川さんからがき大将活用案が出ましたが、そのようなことも含めて、ここでは、本日は、個々、細かいことでもよろしいので、ご意見をいただきまして、これをまとめて次に整理して、皆さんに審議していただくようにしたいと思います。つきましては、個別目標をどう立てたらよろしいか、これについて、残された時間は余りありませんけれども、ご議論いただきたいと思います。

【平井委員】

では、最初にお話ししたいのですけれども、個別目標のところ、③④⑤と今日は整理しながら議論してきましたが、前回パネルを使って議論したときは、皆さん、覚えていらっしゃると思いますが、3つの輪をかきましたね。生物と人と景観みたいなものが相互に影響し合っているような図をつくったのですけれども、きょうの整理は縦に並んでいるのですが、実は、生物の多様性を確保するためにも湖岸の景観というのは重要であり、湖岸の景観がよいものであれば人と湖のつながりというものもできる、あるいは生物の多様性を確保することが人と湖のつながりもあるということで、3つ並列してありますけれども、3つの輪がつながっているというふうに理解をしていただきたいと思います。

そこで、私の立場からいうと、その真ん中にある湖岸の景観が、場の再生とだけ書いてあるのですが、

実は、景観という言葉は余りなじみがないかもしれませんが、私のやっている地理学の中ではよく使われる言葉で、もうちょっと解説すると、景観の中には自然的要素がなす景観と、人文社会的な要素がなす景観と、2つに分けて整理した方がわかりやすいと思うのです。自然的な条件がなす景観というのは、先ほどから出ている、どういう地形、どういう砂浜だとか、泥っぽいところとか、そういう底質の問題、あるいは植物が育つような場の問題という物理的な問題です。

もう一つの人文景観というのが、右側の、意見が出ました、江間があったとか、エノキの大木が並んでいるとか、人が湖岸にいろいろかかわってきた跡としての人文景観です。

真ん中のところの湖岸景観の再生というのは、どういう自然的な条件のものを再生するのか、それから、人々がそこにかかわってきた、文化とまでいうとちょっと大げさかもしれませんが、人文景観をどう再生するかということ。2つに分けながら、皆さんの意見を集約できればと思います。

【前田会長】

今、平井先生がおっしゃいましたが、ここでいう景観というのは、自然景観をベースとしながら、その上にのっかってくる人間の営みによってできた、いわゆる人文景観と全部いえるかどうか知りませんが、その一部の湖岸のある形というものも可能な限りは取り込めるものは取り込んでいく、という発想はあるのだと思います。つまり、自然再生とはいいますが、その自然というのは、人間が全くいないところでできた自然、ではないと。そのために、「変遷を踏まえ」という言葉が入っているのだと解釈していただければ幸いかなと思うのです。

個別目標というのは、具体的に後で事業の何をやるか、だれがやるかということを決めていくときに、この目標に対応して、何をやるということになります。そのため、具体的にご提案いただけると、個別目標の中に入れていくことになりますので、ご意見等、お考えがあれば出していただければ幸いです。

【千野委員】

③の生物の多様性のところに入れたらどうかなと思っているのですが、前回の協議会の中でも意見が出ておりました外来種の対策とか、それはちょっと手法の方に入っちゃうのかもしれないんですけども、外来種に対する問題ですとか考え方というものを、この中に入れた方がいいのではないかなというふうに感じています。

【前田会長】

実は、外来種の問題は、手法の中では具体的に考えることになると思いますが、この中の②で外来種とあからさまに書きますと、霞ヶ浦においては何が外来種かという非常に厄介な問題が生じます。

ここでは「かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物」。つまり、近ごろ来たやつじゃないよ。しからば、近ごろというのはいつかということになると難しい問題になるのですが、神代の昔からということになると、そんな時代とは霞ヶ浦自体が変わっていますし、それから、琵琶湖から持ってきたやつは外来種かどうかとか、なかなか議論が難しいので、とりあえずここではこういう言葉でそのことを考えているのだ、というニュアンスを響かせていく。それで、実際の事業の上では、個々具体的な問題が起こったときに、これに照らして議論していく、可否を論じるということにしたいという考え方ですけども、いかがでしょうか。

【千野委員】

はい、わかりました。

【沼澤委員】

④の湖岸景観の問題なのですが、これ、非常に私自身も難しいと感じているのですが、心が癒

され安らげる湖岸景観、これを本気になって再生しようとする、かなり幅の広い沿岸帯を再生していかなくちゃいけないことになるでしょう。砂浜にしろ、アシ原にしろですね。そういうことが物理的に可能なのか、ということがまず一つあります。

それは、あの辺、沖宿の舟溜まりの舟の出入り口もありますし、近くには土地改良区の水を取水したり吐き出したりする揚排水機場の樋門もあるわけですね。そういうところに砂浜を安易につくっちゃったりすると、砂が流れて、その出入り口が埋まってしまうというようなことも考えられないわけではない。だから、やはり慎重にしくちゃいけない。

それから、景観ですけれども、明治以来の地図を見ますと、今の護岸堤の位置は、それこそ水辺の先の方につくっている感じがしますよね。ですから、もともと明治以降、今ある護岸堤の先にはまとまった植生は少なかったんじゃないかなという気がいたします。だからといって、景観を復元しなくてもいいということではなくて、ある程度我々の方で腰を据えて、きちんとした考えの中で湖岸景観を復元するというのであれば、それもいいかと思えます。

といいますのは、沖宿の集落の成り立ちみたいなものを私も考えて見ているんですが、バス通りのちょっと奥まったところに海蔵寺というお寺がありまして、これは室町から戦国の初期ぐらいにできたお寺で、小田氏ゆかりの寺なんですけれども、500～600年前になるわけですね。そうすると、あの辺には最初の集落があって、当時、湿地だった湖の方に向かってだんだん集落が拡大していったのかなという感じがします。なぜ、集落が拡大していったのかといえば、多分、砂州があったんでしょうね。砂地の砂州があって、その上に泥が積もって、家が建つ。東南アジアでしたら、高床式の住宅が建つような場所です。だから、砂地がなかったというわけではなくて、砂地はあったのだけれども、すぐ耕作地になり、水田になり、今ではレンコンのハス田になっているというような状況だと思うのですね。砂浜も、砂浜としての大規模なものはないとしても、名残の小さい砂浜、子供たちが水遊びできるような砂浜はあったのだろうというふうに見られます。

そういうふうを考えますと、沖宿の500～600年くらい過去にさかのぼっても、という話も先ほどあったような感じがしますが、そのくらいの歴史なり、文言では「変遷」となっていますけれども、歴史的な変遷あるいは特色という言葉もいいですけども、そういうものを押さえながらやっていかないと。田村地区はまた別ですけども、沖宿地区に関しては難しいのかなという気はしております。

【前田会長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、これをどう文言としてあらわすか、何かまたあれば、時間がありませんで、事務局の方へ後で知らせておいてください、次に出せるように。今おっしゃったことを、この四角の中へどううまく入れるのかということですね。

【水産振興課】

たびたび確認で申しわけありません。この個別目標と右側の表の中で、再生という言葉がかなり多用されているのですが、この会の準備会の中でも平井先生の方から一度、確認の話があったかと思うのですが、保全・再生とかよく言うのですが、再生というのは、トカゲの尻尾が自然に生えてくるとか、自然の生命力で復活するというような意味で、普通、使ったりするのかなと思うのです。この場合は、人が手を加えて復活させるとか、再び生み出すとか、つくり出すというような意味で、景観とか環境の再生と使っているということで良いのでしょうか。

【前田会長】

生物学的にはおっしゃるような意味ですが、社会で、あるいは環境省絡みで使われる再生というのは、

人間が何かつくってやるということの延長上にあるわけですが、私もこの言葉遣いは非常にいろいろ引かかるところはあるのです。

つまり、保全とか、再生とか、創成とかという言葉は、どういうところにどう使うべきか。これは議論すればいろいろあるのですけれども、まず第一に、保全というのは、ないものは保全できないですね。あるものを面倒見ながら命を長らえさせるというのが保全だろうと思います。それから、創成というやつは、よくわかりませんが、とりあえずこちらの考え方をもとに何かをつくり出すということです。余り勝手に考えてつくられても困るのですが。実は、再生というのは、もとあったであろうと思われるものをつくり出してやる、あるいはつくり直してやるというようなニュアンスが多いわけですが、では、もとあったやつをここにというと、実は、先ほど、沼澤さんがいわれたように、ここに本当にもともとあったものといったら、基本的には、明治時代からといわれたら、何もないという話になるわけですね。

したがって、ここでは、余りかたい言葉を使わないで、本当はよくないけれども、学問をやっているのではないから、巷でいう保全・再生という、本当は「・」があった方がいいのかどうかわかりませんが、いいかげんな言葉として保全・再生という言葉を使って、とにかくある形のものをつくらせてやるという気持ち、ニュアンスをあらわす。本当は議論したいのですけれども、議論すると切りがないので、このあたりで手を打とうかということなのです。けしからんとおっしゃられれば、そこから始めます。いかがでしょうか。

【坂東委員】

今の話は、ある意味ではミチゲーションみたいな考え方でとらえてもいいんじゃないかというふうには思っているのです。

それと、別に、この項目の中に、この事業はいわゆる湖岸だけが対象なのですが、概念としては、環境科学センターができるということとの連動ということになれば、せつかく県の霞ヶ浦対策課も来ていますから、結局、湖とセンターをつなぐ間に、竹林、雑木林、それから江間から田んぼ、ハス田等々あるわけですね。ここらの周辺整備も含めて、湖に、例えば環境センターに来た子供たちが湖岸においていくときに、それもあわせて環境学習になるような、そういうプログラムなり、システムなり、そういう条件なりをつくる必要がある。

これは、これの一つの任務だというふうには思っているのですけれども、これはこれで国交省主導で始まっているんですが、その前段の、例えば雑木林だとか、竹林だとか、水田だとか等々の、これはある意味では県の方のお仕事ではないかと思うんですが、ぜひ、こういう機会ですから、そういう点はどういう案を持っていらっしゃるのか、ここでちょっと参考までに出してもらった方が、これはこれでやって、そっちは全く関係ないよということにもならないんじゃないかと思いますので、もし、よろしかったら、よろしくお願いします。

【霞ヶ浦対策課】

今のお話は、当然、環境センターのいろんな環境学習をやるために、霞ヶ浦を活用しないといけないということですが、環境センターと湖岸との距離がありますので、その間のアクセスなりにつきましては、当然、県の方で考えていかななくてはと思っています。

前にもそういう形で県としての案みたいなのは考えたことはあるのですけれども、あくまでも今回の自然再生事業では、やはり皆様のこの協議会の中で内容を検討していただいて、その後で、有効に使えるように考えていくと、私自身はそう思っております。

【坂東委員】

あえてこの場をかりて何でそういう発言をしたかといいますと、国の金になることは国でやってもらって、その間はぶち切って何もやらない、こんなばかな話はないわけです。そういう意味でも、一言、県の方に、それは早急におやりになった方がいいんじゃないでしょうか、ということのご注文です。

【前田会長】

県の方は、もし可能ならば、これまで公表した計画もあると思いますから、それをここへ出したことはないと思いますので、次回にそのような資料を提出いただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。可能でしょうか。

【霞ヶ浦対策課】

はい、わかりました。前にやったものがありますので、本当に参考ということだと思いますけれども、よろしくをお願いします。

【浜田文男委員】

今の件、今、会長がおっしゃられたことですが、環境センターのいわゆる野外フィールドに関する件が主体になると思うのです。第1回協議会の折に山根委員からも出ましたけれども、湖岸整備計画検討委員会というのが設置されて、そこで協議されたことがあります。私もオブザーバーで出ておりますけれども、その案も、実際は、要するに、金がないから進まないけれども、計画としてはあるのだということは、こうやりたいんだ、くらいのことまでははっきり出していただきたい。これは、地元にとっては土地提供ということもあります。そういう話も聞いております。ですから、ある程度の具体案を出してもらいたい。これはお願いします。

それと、ついでにもう一つ。これも県の関連のことなのですが、霞ヶ浦の護岸堤の上をサイクリングロードとして整備する、これは県の事業ですが、このエリアにおいても進められるはずですが、これも具体案をはっきりと出していただきたい。今は単なる堤防の防塵工事、ほこりよけということで行っておりますけれども、さらに進んでサイクリングロードとしてどのようにして整備するのか。実際、道路的なものとして使うのか。これは、この自然再生ということとも絡んでまいります。自然と人間のつながりということとも絡んでまいりますし、また、交通という、生活道路的な意味もありますので、そのところもはっきりさせていただきたい。

ただ、これは、私も土浦市の担当者と協議したこともあるのですが、単なる、こうやりますくらいではなくて、現場の声、土浦土木事務所の現場の声を具体的に出していただきたい。土木事務所の2課の担当だと思いますが、ぜひそれを、ついでとはいつてはなんですが、具体案を出していただきたい。次回をお願いします。

【前田会長】

おっしゃるように、いわゆる自転車道はこの中を通りますので、密接に関係しますね。この計画全体を詰めていく上ではこれを無視できませんので、計画が全部でき上がっているとはいえないのかもしれませんが、大体アウトラインはこんなものだという事は、やっぱり計画の中で教えていただければありがたいので、これも恐らく県ですから、資料を次回に提出していただければありがたいということをお願いしておきます。

4. 今後の進め方

- ・ 自然再生協議会全体スケジュール
- ・ 第4回協議会の進め方（案）

【石川委員】

皆さん、熱心なご討議はよろしいのですが、これで3回目が終わって、4回目ということなんですけれども、一番気になるのは、1回目、2回目にある程度言葉の定義とか、それから、我々協議委員がこの範囲の中でいろいろ意見をいうんだよ、という話が何回か念を押されているんですけれども、組織から来ている方々は非常に忙しいから、交代交代で来る。それから、個人の方も休んだりしている。そうすると、例えば水位の問題はこうですよ、水質の問題はこうですよ、陸域には関係ございませんよ、というようなことが1回目の議論で決まっていたのですけれども、やっぱり新しく来た人はそれを知りたい。勉強して来いといえば、何いつているんだといわれる可能性があるので、事務局の方でこれはと思われる語句の解釈について、始まる前に、これはこうです、これはこうですということを、1～2分の時間で出席している方に説明していただければ、余計な時間をかけないで済むんじゃないかなと思うので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

問題になった事項はこういうものでしたということで、そういう議事要旨の確認の中で若干行うようなイメージでしょうか。

【石川委員】

例えばこの場で私が気がついたのは、まず水位の問題ですね。水位の問題については、1回目も質問が出ましたし、2回目も出て、これはこうですということを、事務局の方からも、前田会長の方からも何回も念を押しているけれども、やっぱりこれは出てくる。それから、陸域については、これは地域から除外していますよ、陸域については関係ございません、というようなお話もありました。それから、水質については、もっともっと大きな規模で考えているんです。やっぱり出るのですね。

だから、今、私は3ついいましたけれども、もし、さらに事務局の方が、これについてはこういう解釈だ、そういう形で進みますということを、ひょっとすると4回目に初めて出席という方もあるかと思えますので、その辺のところを説明していただくと、むだな時間が省けると思います。

【事務局】

必要に応じて行いたいと思いますが、かなりの数に及ぶと思いますので、時間の関係などを考慮するとそのあたりはなるべく事前にお送りした資料等をごらんいただいてご認識していただく、という方法をとりたいと思います。そういうことでご了承いただければと思います。

5. 閉会

以上